

随意契約によることとした理由

1 業務名

バス協調・共創プラットフォームひろしまによる施策立案に係る検討支援業務

2 業務概要

乗合バス事業は人口減少・少子高齢化やモータリゼーションの進展等により厳しい経営環境にあることに加え、コロナ禍を契機とした人々の行動の変容による収支の著しい悪化や運転手不足の深刻化などの様々な要因により、これまでどおりの各事業者単独での経営努力では、安定的・継続的なバスの運行や、将来に向けた事業改善が困難な状況になっている。

こうしたことから、極めて厳しい状況にある乗合バス事業について、本市では、利用者目線での質の高いバスサービスの提供とバス事業者の経営安定化を目的とした「共同運営システム」の構築による乗合バス事業の再構築に取り組んでおり、令和6年2月に「共同運営システムによる乗合バス事業の再構築に向けた基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、同年4月にはその中核を担う組織として、「バスサービスに必要な基盤の整備・管理」や「路線再編計画、利便性向上策、業務改善計画の企画立案などのサービス・マネジメント」に官民共同で取り組む「バス協調・共創プラットフォームひろしま」を設置し、基本方針に基づく各種施策の実施に向けた企画立案を進めている。

本委託業務は、こうした企画立案の検討支援を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市東区光町二丁目1番24号

(2) 商号又は名称

株式会社福山コンサルタント中四国支社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、バス協調・共創プラットフォームひろしまによる施策立案に係る検討支援を行うものであり、その実施にあたっては、バス路線の全体最適化や民間事業である乗合バス事業を始めとした公共交通全般に係る知識など多方面にわたる専門性が必要となることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

本プロポーザルでは2者から提案書が提出され、「バス協調・共創プラットフォームひろしまによる施策立案に係る検討支援業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者を受託候補者として特定した。

プロポーザル方式にて選定した相手方と締結する委託契約については、上記4の規定に該当するため、随意契約を行うものである。